

オートアナライザー賃貸借契約書（案）

秋田県健康環境センター所長 大門 洋（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、オートアナライザーの賃貸借（リース）について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が自己所有のオートアナライザーを甲の使用に供し、甲がこれを借り受けることを目的とする。

2 甲は、借り受けたオートアナライザーを分析機器として使用する。

（契約対象物件）

第2条 契約対象物件（以下「オートアナライザー」という。）は、次のとおりとする。

なお、詳細は別添仕様書のとおり。

機 種 等	別紙のとおり
数 量	1 式

（納入場所）

第3条 納入場所は、次のとおりとする。

秋田県秋田市千秋久保田町6番6号 秋田県健康環境センター

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は、令和7年11月1日から令和17年10月31日までの120か月とする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削減があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（賃貸借料）

第5条 賃貸借料は、月額_____円（うち消費税額及び地方消費税額_____円）とする。

（賃貸借料の支払い）

第6条 乙は、毎月の賃貸借料を、甲の定める手続きに従って、翌月以降に甲に対し請求するものとする。

2 甲は、乙から前項による適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

（契約保証金）

第7条 （※納付の場合） 契約保証金は、_____円とする。

（※免除の場合） 甲は、乙が納付すべき契約保証金を秋田県財務規則第178条第__号により免除する。

(延滞利息)

第8条 甲は、乙が本契約に基づく債務の履行を怠ったときは、履行期限の日の翌日から起算して遅延日数1日につき、賃貸借料を年2.5%の割合で計算した額を遅延利息として乙に請求することができる。

2 乙は、甲の責めに帰すべき理由により、第6条第2項に規定する期間内に賃貸借料が支払われないときは、未受領額に対し、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。

(オートアナライザーの引き渡し)

第9条 乙は、第4条に規定する賃貸借開始の日までに、オートアナライザーを正常な状態で使用できるよう調整を実施し、甲に引き渡すものとする。

2 甲は、搬入されたオートアナライザーについて直ちに検査を行い、契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）が無いことを確認のうえ、引き渡しを完了するものとする。

3 オートアナライザーに契約不適合が認められた場合は、甲は直ちにこれを乙に通知するものとする。なお、甲がこれを実施しなかった場合は、オートアナライザーは完全な状態で引き渡されたものとする。

4 乙は、前項の通知を受けたときは、直ちにオートアナライザーの修補等を行い、再度甲の確認を受けなければならない。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、引き渡しを受けた物件の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態があるときは、引き渡しを受けた日から1年間、受注者に対しその補修又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

(賃貸借条件等)

第11条 賃貸借料に含まれる費用は、別紙仕様書のとおりとする。

(権利義務等の譲渡の禁止)

第12条 甲は、オートアナライザーを第三者に譲渡したり、担保に入れたり、その他乙の所有権を侵害するような行為をしてはならない。

2 乙は、この契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

(通知義務)

第13条 甲は、オートアナライザーに盗難、滅失及び毀損の事故が生じたとき、又は発生する恐れがある時は、遅滞なく乙に通知するものとする。

(オートアナライザーの滅失及び毀損)

第14条 甲の重大な過失によって、オートアナライザーが滅失又は毀損して修理不能となったときは、甲は直ちに書面をもって乙に通知し、残存価格に応じた賠償金を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第15条 甲及び乙は、相手方がこの契約の条項に違反したとき、又は履行しない恐れがあるときは、書面をもって相手方に通告し、この契約を解除することができる。

(信義則)

第16条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(物件の譲渡)

第17条 この契約が期間の満了、または乙の責任による解除により終了した場合、乙は甲に物件を無償で譲渡するものとする。

2 譲渡の方法については、甲乙協議の上これを定める。

(疑義等の決定)

第18条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上これを定める。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 秋田県秋田市千秋久保田町6番6号
秋田県健康環境センター
所 長 大 門 洋

乙